
授業・試験・進級に関わる事項

◆ 看護福祉学部授業科目について

すべての授業科目は所定の授業回数と単位数が定められており単位修得にあたって次のとおりに区分されています。

必修科目…………… 卒業するまでに、全科目を履修し、修得しなければなりません。

選択科目…………… 卒業するまでに、各領域の中で定められた科目数以上を履修し、修得しなければなりません。

◆ 履修について

授業科目の単位を修得するには、その科目の履修を登録することに始まり、授業に出席し、試験に合格しなければなりません。

履修登録…………… 各学期の初めに、単位を修得しようとする科目について、所定の期日までに手続きを行わなければなりません。履修登録した科目以外の履修は認められず、履修登録した科目について一切の変更が認められません。看護福祉学部は学科ごとに授業科目及び履修要件が異なっています。所属する学科の開講科目と開講年次に留意し、履修規程を熟読の上で履修登録してください。

履修…………… 履修登録した科目の所定の授業回数の70%以上に出席し、定期試験等を受験したことをいいます。各学年において履修する授業科目と単位数は、配当学年内に履修・修得することを原則とします。

失格…………… 履修登録した科目への出席が、所定の授業回数の70%に満たない場合、定期試験等を受験する資格がないことをいいます。

公欠席…………… 忌引き、卒業後の進路に関わる試験を受ける場合（就職試験、大学院入試等）、あるいはインフルエンザなどの学校保健安全法に定める感染症で出席停止となった場合等は公欠席とし、欠席回数に算入されません。授業担当教員に授業欠席届を提出してください。ただし、別に連絡があった時はそれに従ってください。なお、就職試験のために欠席した場合は欠席届に「採用選考に関わる選考試験等証明書」を添付し、授業担当教員に受験後1週間以内に提出してください。

◆ 単位の「修得」について―Ⅰ

定期試験等を受験し、合格することで、その科目の単位を修得することができます。科目によっては、試験の成績にレポート（課題）の評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。

定期試験…………… 多くの授業科目は、定められた試験期間中に試験を行います。異なる時期に実施したり、レポートの提出を求められる場合があります。

成績の評価…………… 80点以上を「優」、70点以上を「良」、60点以上を「可」、60点未満を「不可」とし、優・良・可を「合格」、不可を「不合格」とします。

修得…………… 定期試験等の結果、当該授業科目の評価が「可」以上の成績に認定されることをいいます。

◆ 単位の「修得」について―Ⅱ

定期試験結果が不合格だった場合には再試験、定期試験をやむを得ず欠席した場合には追試験が実施されます。＊実習科目については、原則、追再試験は行いません。

再試験…………… 定期試験の結果が60点未満だった場合または定期試験を正当な理由なく欠席した場合に受験します。再試験日の2日前（2日前を含む）までに証明書発行機で受験手続きを行ってください。受験料は、1科目につき2,000円です。再試験に合格した場合、成績は「可」の評価となります。

追試験…………… 定期試験を欠席し、その欠席理由が正当と認められた場合に受験できます。「試験欠席届」および「追試験申込書」の提出など所定の手続きが必要ですので、看護福祉学課に申し出てください。なお、受験料は不要です。

試験欠席届…………… 定期試験を受験できなかった場合、試験終了後1週間以内に、必ず「試験欠席届」を提出してください。正当な理由での欠席の場合は、必要書類（診断書、事故証明書、JRなど公共交通機関発行の遅延証明書など）を添付してください。提出がない場合は「履修無効」になります。

履修無効…………… 定期試験を欠席し、試験終了後1週間以内に「試験欠席届」が提出されない場合は、その授業科目の履修が無効となります。必修科目が「履修無効」の場合、「留年」になります。選択科目が「履修無効」の場合、単位を修得するためには、次年度以降に「再履修」しなければなりません。

◆ 進級について

進級の可否についての判定は、毎年3月に行われます。

進級…………… 当該学年に配当されている必修科目のすべてを修得した場合に次学年へ進級できます。

仮進級…………… 第1学年から当該学年末までの必修科目の不合格単位数の合計が、当該学年に配当されている必修科目の総単位数の20%を超えない場合、仮進級できます。ただし、必修である実習科目が不合格、または必修科目を失格・履修無効になった場合は仮進級できず、「留年」となります。（編入生は除く）

仮進級者試験…………… 仮進級した場合、不合格となった必修科目について行われる試験をいいます。再試験と同様の手続きが必要となります。実施日程は掲示で確認してください。

留年…………… 次学年への進級または仮進級基準を満たしていない場合、次年度も同一学年に留め置きとなります。単位未修得の科目は「再履修」しなければなりません。

再履修…………… 次の場合に該当し、もう一度授業を受け直すことをいいます。

1. 失格、履修無効または不合格になった選択科目を有して進級し、その授業科目の単位を修得しようとする場合。
2. 留年した場合は、失格、履修無効または不合格になった授業科目で、その単位を修得しようとする場合。